

回収対象外のごみは 拾わずに連絡を

市内一斉クリーン週間では、公共スペースにおけるカン・ビン・ペットボトル・たばこの吸殻等の「ポイ捨てごみ」を回収の対象としています。家庭ごみや事業所ごみ、草・木・汚土、タイヤ等は回収対象外です。
なお、清掃活動の際に回収対象外のごみを発見した場合は、以下の点にご協力ください。

1. その場から動かさない・集めない

タイヤ等の回収対象外のごみは、落ちている土地(道路・公園等)の所有者が収集・処理等の対応をします。
特に、悪質性の高い不法投棄と判断される場合は、土地所有者が警察へ通報することがありますので、絶対にその場から動かさないようご協力お願いいたします。

2. 環境政策課まで連絡

電話・FAX・メール等を用いて、不法投棄された物や場所を下記連絡先までお知らせください。
FAX送信票(回収したごみの量を報告する様式)の提出と併せてお知らせいただいても構いません。
その際、回収対象外のごみが落ちている場所がわかるよう、地図・写真等を用いてお知らせください。

対象とするごみ



対象としないごみ



回収対象外のごみの例

家庭ごみ	お住いの地域の収集日に、決められた集積場所へ排出してください。
事業所ごみ	一般廃棄物処理許可業者や産業廃棄物処理許可業者に処理を委託するなど、事業者の責任において適正に処分してください。
草・木・汚土 落ち葉・流木 タイヤ・家電品など	市内一斉クリーンでは対象としていません。